

○埼玉県個人情報保護審査会への諮問等手続要領

文 第 1 0 6 号

令和 4 年 3 月 9 日

埼玉県警察本部長

埼玉県個人情報保護審査会への諮問等手続要領の制定について（通達）

みだしのことについては、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）に係る行政処分に対する不服申立てについて、審理の公平性をより明確にするため、埼玉県個人情報保護審査会への諮問等手続要領を別添のとおり制定し、令和 4 年 3 月 18 日から実施するから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県個人情報保護審査会への諮問等手続要領

第1 趣旨

この要領は、行政不服審査手続規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第5号）第27条の2の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく埼玉県公安委員会に対する審査請求の手続のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領で使用する用語は、法、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50条。以下「条例」という。）で使用する用語の例のほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 処分所属長 行政不服審査手続規程第4条に規定する所属長をいう。
- (2) 関係所属長 警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）が必要と認めた開示決定等に関係する所属長をいう。

第3 諮問の方法

監察官室長は、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をするときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書面を審査会に提出するものとする。

- (1) 個人情報保護法第82条の規定による保有個人情報開示決定等についての審査請求 諮問書（様式第1号）
- (2) 個人情報保護法第76条第1項の規定による保有個人情報開示請求に係る不作為についての審査請求 諮問書（様式第2号）
- (3) 個人情報保護法第93条の規定による保有個人情報の訂正決定等についての審査請求 諮問書（様式第3号）
- (4) 個人情報保護法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正請求に係る不作為についての審査請求 諮問書（様式第4号）
- (5) 個人情報保護法第101条の規定による保有個人情報の利用停止決定等についての審査

請求 諮問書（様式第 5 号）

- (6) 個人情報保護法第98条第 1 項の規定による保有個人情報の利用停止請求に係る不作為
についての審査請求 諮問書（様式第 6 号）

第 4 諮問書の添付書類

監察官室長は、前記第 3 各列記に定める書面に、各書面で定める書類等を添付するものとする。この場合において、処分所属長は、監察官室長から当該添付書類等の提出を求められたときは、この求めに応じなければならない。

第 5 諮問の取下げ

監察官室長は、諮問に係る審査請求の取下げがあったときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書面を審査会に提出するものとする。

- (1) 審査請求の取下げがあったとき 諮問の取下げについて（様式第 7 号）
(2) 諮問の後に、個人情報保護法第105条第 3 項により準用する同条第 1 項第 2 号に該当
することとなったとき 諮問の取下げについて（様式第 8 号）

第 6 諮問に係る通知

監察官室長は、審査会への諮問の手続をとったときは、個人情報保護法第105条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、同項各号に掲げる者及び処分所属長に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

第 7 開示決定等に係る公文書の提出

- 1 監察官室長は、条例第15条第 1 項の規定により審査会から開示決定等に係る公文書の提示を求められたときは、全ての情報を開示した当該公文書（以下「開示公文書」という。）を審査会に提出しなければならない。この場合において、監察官室長は、処分所属長に対し開示公文書の提出を求めることができるものとし、処分所属長は、その求めに応じなければならない。
- 2 監察官室長は、条例第15条第 3 項又は個人情報保護法第106条第 2 項の規定により読み替えて適用される法第81条第 3 項において準用する法第74条の規定により審査会から資料の作成、主張書面若しくは資料の提出又は意見の陳述を求められたときは、その求めに応じなければならない。この場合において、監察官室長は、関係所属長に対し必要な資料の作成等の対応を求めることができるものとし、関係所属長は、その求めに応じなければならない。

第8 意見の陳述等

個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される法第81条第3項において準用する法第75条第1項に規定する意見の陳述が必要なときは、監察官室長が指定した警察本部の職員がこれを行うものとする。

第9 主張書面等の提出

個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される法第81条第3項において準用する法第76条の規定による審査会への主張書面又は資料の提出が必要なときは、監察官室長は、関係所属長に対し主張書面又は資料の提出を求めるものとする。この場合において、主張書面又は資料の提出を求められた関係所属長は、監察官室長と必要な調整を図るものとする。

第10 提出資料の写しの送付等

- 1 監察官室長は、条例第17条第1項の規定により審査会から主張書面又は資料の写しが送付されたときは、必要によりその写しを関係所属長へ送付するものとする。
- 2 個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面又は資料の閲覧の求めは監察官室長が行い、必要により閲覧した内容を関係所属長に通知するものとする。
- 3 監察官室長は、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される法第81条第3項において準用する法第78条第2項又は条例第17条第2項に規定する意見の聴取があったときは、関係所属長から意見を求めることができるものとする。この場合において、関係所属長は、その求めに応じるものとする。

第11 答申の受理

監察官室長は、審査会からの答申を受理したときは、その謄本を処分所属長に送付するものとする。

実施日

この通達は、令和4年3月18日から実施する。

実施日（令和5年3月15日文第160号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

様式第 1 号 （第 3 関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく保有個人情報の開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称	
2 審査請求に係る開示 決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 部分開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした実施機関 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求 (審査請求人の種別) ☐ 開示請求者 ☐ 反対意見書提出者	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報開示決定等通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 弁明書 (写し) ⑤ 反論書 (写し) (審査請求人から提出されている場合) ⑥ 意見書 (写し) (参加人から提出されている場合) ⑦ 開示の実施を行った保有個人情報 (写し) ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者 名、電話等	

(注) 1 2の「(開示決定等の種類)」及び3の「(審査請求人の種別)」については、該当するものの□をチェックする。

また、部分開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載する。

2 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

3 6⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第2号（第3関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に係る
不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用す
る同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である開示請求の内容	
2 処理期間	開示請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 弁明書（写し） ④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑥ 開示決定等の案 ⑦ 開示しようとする保有個人情報（写し） ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者名、電話等	

(注) 1 4の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため」、「開示決定をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

2 6⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第 3 号 （第 3 関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく保有個人情報の訂正決定等について、
別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規
定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称	
2 審査請求に係る訂正 決定等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした実施機関 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書 (写し) ② 保有個人情報訂正決定等通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 弁明書 (写し) ⑤ 反論書 (写し) (審査請求人から提出されている場合) ⑥ 意見書 (写し) (参加人から提出されている場合) ⑦ その他参考資料
7 担当所属、担当者 名、電話等	

- (注) 1 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当するものの□をチェックする。
- 2 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。
- 3 6⑦の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第4号（第3関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定に基づく保有個人情報の訂正請求に係る
不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用す
る同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である訂正請求の内容	
2 処理期間	訂正請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 弁明書（写し） ④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑥ 訂正決定等の案 ⑦ 訂正しようとする保有個人情報（写し） ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者名、電話等	

(注) 1 4の「諮問の理由」については、例えば、「訂正請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため」、「訂正決定をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

2 6⑧の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第5号（第3関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく保有個人情報の利用停止決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称	
2 審査請求に係る利用 停止決定等 (利用停止決定等の種 類) ☐ 利用停止決定 ☐ 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした実施機関 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書(写し) ② 保有個人情報利用停止決定等通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 弁明書(写し) ⑤ 反論書(写し)(審査請求人から提出されている場合) ⑥ 意見書(写し)(参加人から提出されている場合) ⑦ その他参考資料
7 担当所属、担当者 名、電話等	

(注) 1 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当するものの□をチェックする。

2 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

3 6⑦の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第 6 号（第 3 関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第98条第 1 項の規定に基づく保有個人情報の利用停止請求に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である利用停止請求の内容	
2 処理期間	利用停止請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 弁明書（写し） ④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑥ 利用停止決定等の案 ⑦ 利用停止しようとする保有個人情報（写し） ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者名、電話等	

(注) 1 4の「諮問の理由」については、例えば、「利用停止請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため」、「利用停止決定をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

2 6⑧の「その他参考資料」とは、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第7号（第5関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮問の取下げについて

諮問（諮問第 号）に係る審査請求事件について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあったので（※）、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）

☐ 審査請求取下書（写し）

☐ （「審査請求の取下げ」以外の諮問取下げの理由を示す資料の名称）

担 当：

連絡先：

※ 諮問の取下げの理由が行政不服審査法第27条の規定に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る開示決定等の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合等）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

様式第8号（第5関係）

第 号
年 月 日

埼玉県個人情報保護審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮問の取下げについて

諮問（諮問第 号）に係る審査請求事件について、当該保有個人情報の全部を開示することとしたので、当該諮問を取り下げます。

担 当：

連絡先：